2023年(令和5年) 9月1日 毎月発行 第 176 号

発行 株式会社ラベルバンク 大阪市淀川区西中島 5-12-8

大阪中淀川区西中島 5-12-8 新大阪ローズビル 6F https://www.label-bank.co.jp/ customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第176号

"分かりにくい食品表示を分かりやすく" Making food labeling accessible for everyone.



<オーストラリア・ニュージーランド食品基準局> アルコール飲料への糖質、糖類の強調表示に関する 基準改正案を公表

2023年7月24日、オーストラリア・ニュージーランド食品基準局(FSANZ)は、「アルコール飲料の糖質と糖類に関する強調表示」の要件を明確にするための改正案について意見募集を行いました。現状の FSANZ コードの基準 1.2.7では、アルコール飲料における糖質の含有量についての自主的な表示を認めています。しかし同コードでは、糖類の含有量に関する強調表示の基準は明確にされていません。そのため FSANZ は、1.15%を超えるアルコールを含む食品に対する糖質と糖類の表示の許容範囲を明確にするために基準を改正することを提案しています。

意見募集の提案書(2023年9月4日まで)によると、過去10年間で糖質や糖類の栄養成分を強調表示するアルコール飲料が増加していることが背景とさ

れています。FSANZ は 2020 年に市場調査を行い、実際の製品の表示例(Table 2)として、糖質では「Low carb, Lower carb, X% less carbs, No carbs」、糖類では「Low sugar, Lower sugar, X% less sugar, No sugar, Zero sugar」などを挙げています。

その後2022年に消費者行動に関する研究レビューを実施し、その結果、消費者はアルコール飲料の栄養特性について一般知識に基づいた十分な理解ができていないと結論づけました。また、これらの強調表示が消費者にアルコール飲料のアルコールやエネルギーについて不正確な推測を引き起こす可能性があるとしています。

改正案(Attachment A)では、1.15%を超えるアルコールを含む食品に対する糖質と糖類の表示の許容範囲が明確化されており、例えば特定の糖類の名称(果糖等)および糖質・糖類以外の炭水化物成分(食物繊維等)に関する強調表示は禁止されることになります。

sugar means, unless otherwise expressly stated, any of the following: (a) white sugar; (b) caster sugar; (c) icing sugar; (d) loaf sugar; (e) coffee sugar; (f) raw sugar.

(1) A nutrition content claim or health claim must not be made about:
(a) kava; or (b) an infant formula product; or (c) a food that contains more than 1.15% alcohol by volume, other than a

nutrition content claim about: (i) salt or sodium content of a food that is not a beverage; (ii) carbohydrate content; (iii) energy content; (iv) gluten content; (v) sugar content; or (vi) sugars content. (2) A nutrition content claim about sugars content of a food that contains more than 1.15% alcohol by volume must not name or refer to any specific sugars. Example A nutrition content claim that refers to fructose is not permitted.

(3) A nutrition content claim about carbohydrate content of a food that contains more than 1.15% alcohol by volume must not name or refer to a component of carbohydrate other than sugar or sugars.

(Sugarsの定義は<u>基準1.1.2</u>の「sugars:」に記載されています。)

なお、提案書にはEU、米国、カナダなど海外の関連基準の状況についても整理されています。日本から該当製品の輸出を検討される際には、自国の基準*を再確認したうえで、慎重に比較と確認をされるとよいでしょう。

(川合)

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンし てアクセスください。



DECERNIS
A FOODCHAIN (D) COMPANY

GComply

各国基準情報の検索システム

世界中の基準情報データ ベースから、対象国の根 拠文書 (現地語 & 英語) を 簡単に検索



※食品表示基準第7条「<u>栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる</u>旨」(および「<u>別表第十三」</u>) (無糖、低糖、糖類〇%オフ等)、同第7条 <u>「糖類</u> (単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る) を添加していない旨」 (糖類無添加、砂糖不使用等)

ミニコラム

日本農林規格の様式改正について

【概要】

2023年8月23日、<u>日本農林規格調査会</u>が開催され、「ジャム類の日本農林規格」、「醸造酢の日本農林規格」等の8規格の改正について審議が行われました。今回の改正 では IAS の今後の利便性の向上を目的とした様式の変更、 「異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格につ いて」では表示事項において新設の内容が設けられる予定 です。

【背景】

JAS については、「日本農林規格の制定・見直しの基準」(令 和4年8月29日日本農林規格調査会決定)により制定・ 見直し内容の妥当性が判断されます。今回の改正では対象 JASの様式を JIS Z 8301 に合わせることで国際規格との連 動性や規格の検索性・利便性向上を図り、今後の活用の幅 を広げることを主な目的としたものと考えられます。(※ JIS Z 8301 とは、日本産業規格などの規格票の構成及び規 格の作成方法について規定されたものです。)

【改正の内容】

今回、改正が行われる規格は以下の8規格となっており ます。

・障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格・青果 市場の低温管理の日本農林規格・ジャム類の日本農林規 格・醸造酢の日本農林規格・トマト加工品の日本農林規 格・ドレッシングの日本農林規格・異性化液糖及び砂糖混 合異性化液糖の日本農林規格・パン粉の日本農林規格

今回の改正では 8 規格において JAS の国際規格との連動 性、規格の検索性・利便性向上のため、他の JAS と同様に ISO の様式作成の手引きを考慮して作成された JIS Z 8301 に従 った様式への変更などが行われる予定となっております。

マト加工品の日本農林規格のトマトジュースの一部内 容を例に従来と改正後の様式の違いをご確認下さい。

<従来>

- 4 品質
- 4.1 トマトジュース
- 4.1.1 性状
- 性状は,次による。
- a) 香味及び色沢が良好であり、かつ、異味異臭があってはなら
- るい。 り 粒子が細かく,その分布が均一であり,かつ,粘ちょう性が 適度でなければならない。 c) きょう雑物がほとんどないこととする。
- 4.1.2 無塩可溶性固形分

無塩可溶性固形分は、5.2及び5.3によって試験したとき、 4.5%以上とする。

(略)

<JIS Z 8301 規格対応>

4.1 トマトジュース

トマトジュースの品質は,表 1 の品質基準に適合していなけ ればならない。

表 1-トマトジュースの品質基準 区分 基準 性状 次による。 a) 香味及び色沢が良好であり、かつ、異味異臭 がないこと b) 粒子が細かく、その分布が均一であり、かつ、 粘ちょう性が適度であること。 c) きょう雑物がほとんどないこと。 無塩可溶 性固形分 5.2 及び 5.3 によって試験したとき, 4.5 %以上。

また、「異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林 <u>規格</u>」における表示事項について、従来では異性化液糖は 「果糖含有率、内容量」、砂糖混合異性化液糖は「異性化液 糖の果糖含有率、砂糖含有率、内容量」のみとなっていま したが、今回の改正により両品目に対して「名称、保存の 方法、賞味期限、原材料名、食品関連事業者の氏名又は名 称及び住所、原産国名」が項目としてリスト化され、表示 すべき項目名が明確にされる予定です。

【今後について】

(略)

様式の改正により国際規格との連動性や規格の検索性・ 利便性が向上することで今後の使用の幅が更に広がるもの と考えられます。今回の改正に該当する食品に携われてい る方や JAS 制度の利用を検討されている方は改正後の内容 に一度目を通されることをおすすめいたします。

(早川)

この記事はウェブで お読みいただけます。

右の QR コードをスキャン してアクセスください。



10月:Web セミナーのお知らせ

2023年10月20日(金)15:00~17:00

輸出食品における各国基準(添加物および食品表示等) 調査と実務上のポイント〈欧米編〉

講演者:川合 裕之

(一般財団法人日本能率協会様主催)

セミナーの詳細・お申し込みはこちら



今月のお気に入り言葉

It's not the drinking to be blamed, but the excess. 責められるべきは、酒を飲むことではなく、度を越すことである。

(ジョン・セルデン)



発行 株式会社ラベルバンク 〒532-0011 大阪市淀川区西中島 5-12-8 新大阪ローズビル 6F

WEB サイト: https://www.label-bank.co.jp/ お問い合わせ: customer@label-bank.co.jp Tel. 03-6260-9540